

中期計画

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療情報化推進方針に基づき、2026 年 10 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 29 条第 1 項に規定する医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画を次のとおり定める。

2026 年 10 月 1 日

前文

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「D X 審査支払機構」という。）は、国の意思決定の下で医療 D X に関する施策を速やかにかつ強力に推進するため、そのシステム開発・運用主体として社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を抜本的に改組し、発足した。

D X 審査支払機構は、支払基金が創立以来実施してきた診療報酬明細書（レセプト）の審査支払業務で培った知見、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを有していることから、これらを活かして医療 D X 関連システムの開発・運用の中心的な役割を担うことを期待されているものである。

D X 審査支払機構は、このような特性を最大限発揮しつつ、保険医療機関等及び保険者その他の関係者（以下「保険医療機関・保険者等」という。）の声をこれまで以上に聴き、保険医療機関・保険者等の目線に立った効率的かつ効果的なサービスを提供するとともに、患者に対する質の高い医療の提供、医療費適正化や国民の健康づくりなどに貢献することを目指す。

こうした観点から、本中期計画に基づき、職員一人ひとりが強い使命感と高い倫理観を持って、一丸となって取組を進める。

第 1 基本方針

医療情報化推進方針において定められた D X 審査支払機構並びに国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会（以下「国保連合会及び国保中央会」という。）が取り組むべき事項に関して、以下の基本方針に基づき業務に取り組むものとする。

1 保険医療機関・保険者等のユーザー目線での継続的な改善

保険医療機関・保険者等に近い立場にあることの意義を踏まえ、医療 D X 関連システムによるサービスが真にユーザー目線で利便性の向上や負担軽減等につながっているかを様々なチャネルを通じて把握し、システムの開発・運用の継続的な改善に取り組む。

2 国民・患者への質の高い医療の提供等への貢献等

審査支払業務で培った知見やノウハウを活かしつつ、二次利用を含めた医療情報の利活用を推進し、患者に対する質の高い医療の提供、医療費適正化、国民の健康づくりに貢献する。また、国民に対して、医療 D X の進捗状況や定量的な効果を可視化す

ることで医療DXを推進することに対する理解の醸成を図る。

3 保険医療機関・保険者等に対するきめ細かな支援

保険医療機関・保険者等においてシステムの円滑な導入や安定的な運用を図るため、多様なチャネルを通じて保険医療機関・保険者等の課題やニーズを把握した上で、これらを踏まえたきめ細かな支援を行う。

4 セキュリティ対策の徹底

医療情報等を取り扱う医療DX関連システムを担う立場であることを自覚し、国民に信頼されるサービスを安定的に提供するため、最新の技術動向に対応したセキュリティ対策を徹底する。

5 新技術の積極的な導入

システムの利便性の向上や業務の効率化を追求し、新たな技術を積極的に導入する。

第2 DX審査支払機構等の取組事項

1 医療DXサービス利用のための基盤整備

(1) 電子カルテ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに係る普及促進

政府において定めた2028年度までの電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）の普及率100%及び2030年までに必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテ普及率約100%の達成に向けて、電子カルテ普及計画を踏まえ、電子カルテ（クラウドネイティブ型電子カルテ及び標準型電子カルテ（導入版）等）、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの一体的導入の普及促進に努める。こうした取組に当たっては、将来の制度変更等も見据え、仕様の標準化・個別カスタマイズの最小化を進めるとともに、システム連携の際の標準インターフェイスの普及やクラウドの積極的な活用等を推進し、将来にわたってのシステムコストの最小限化を図る。

(2) クラウド環境を活用したシステム間連携の開発による医療情報システム等の相互運用性の向上

医療DXの推進及び医療情報の円滑な利活用を促進する観点から、セキュリティ対策を徹底しつつ、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、クラウド環境を活用したシステム間連携の開発に取り組み、2027年度夏頃の運用開始を目指す。

2 全国医療等情報プラットフォームの構築

(1) マイナ保険証の利用環境の整備及び関連システムの安定運用に向けた取組

- ・ 保険医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、クラウドが持つ最適なシステム構成を追求するなどの継続的な改善により、システムが利用できない時間を発生させないように取り組む。
- ・ 加入者の更なる利便性の向上を図るため、中間サーバーで使用できない外字が保険医療機関等のレセコンやマイナポータルにおいて黒丸文字で表示される事象については、各保険者に必要な情報を提供すること等により、当該事象の解消に

向けた取組を進める。

- ・ オンライン資格確認の利用場面の拡大について、引き続き保険医療機関・薬局、柔整あはき施術所等における導入促進を図る。
- ・ また、第2世代の顔認証付きカードリーダーについて、現行の顔認証付きカードリーダーの保守期限を迎える保険医療機関等の状況を踏まえながら、導入促進を図る。

さらに、マイナンバーカード1枚で国又は地方単独の医療費助成の資格確認を可能とするため、必要な取組を行う。

- ・ 保険医療機関等における年齢別のマイナ保険証の利用実績や災害時等における医療情報の閲覧状況を把握し、マイナ保険証に関する情報の円滑な利活用に向けた施策の検討に資するためのデータを厚生労働省及びデジタル庁に迅速に提供するための基盤の構築に向けて取り組む。
- ・ オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用している電子証明書について、国が示す暗号強度要件に関する設定基準を踏まえ、現行よりセキュリティ強度の高い暗号方式に変更することとし、2030年12月までに全ての利用者の移行が完了するよう、2027年9月から発行を開始する。
- ・ 情報提供ネットワークシステムによる行政機関間の情報連携については、公共サービスメッシュ※へ刷新することとされており、デジタル庁において、そのシステム整備を行っている。そのため、各自治体等の中間サーバーと連携を行う医療保険者等向け中間サーバーについて、2027年度中に公共サービスメッシュと連携するための開発を行う。

※ 行政が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報連携基盤。大量の情報連携に対応する処理能力向上、コスト効率化等を実現するため、デジタル庁がガバメントクラウド上で共通機能を提供するもの。

(2) 保健医療情報の提供の拡充

ア レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の保険医療機関等で確認できる仕組みの機能強化等

オンライン資格確認等システムを通じた医療情報の活用状況を踏まえ、医療現場における医療情報の利活用を一層促進し、医療の質及び患者の利便性の向上に資するため、国及び関係者と連携し、保険医療機関等のニーズを把握した上で、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能強化に向けた検討を行い、医療情報閲覧機能の充実を図る。

また、災害時において、厚生労働省が指定した地域の保険医療機関等に対し「緊急時医療情報・資格確認機能」を開放し、被災した患者がマイナンバーカードを持参していない場合でも資格確認や診療・薬剤情報等を閲覧できるようにする。

イ 救急時における患者の医療情報を全国の保険医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

- ・ 救急現場における利便性及び実効性の向上を図るため、電子カルテ情報共有サービスの開始に伴い連携される傷病名等の臨床情報や、電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等について、救急時医療情報閲覧機能利用時に閲覧可能な情報連携項目への追加に係るシステム改修を行うとともに、保険医

療機関等のニーズを把握し、必要な改善の検討を行う。

また、現在は病院に限定している救急時医療情報閲覧機能の利用可能施設を休日夜間診療所へも拡大するなど、対象機関の拡充について、国及び関係者と連携して検討する。

- ・ 救急隊と保険医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」の構築について、2028年度以降の全国展開を見据え、オンライン資格確認等システム（マイナ救急）から救急医療情報連携プラットフォームへの救急時医療情報連携に係る検討・調整を進める。

ウ 医療扶助制度に係る各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書※のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

※ 被保護者が医療扶助を受けようとする場合等に、福祉事務所の求めに応じ、医療機関等が作成、提出する書類で、傷病名、主要症状、概算医療費等が記載される。

(3) 電子処方箋の利活用の推進

- ・ 医療現場にとって電子処方箋管理サービスを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築し、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等ＵＸ（ユーザーエクスペリエンス）向上に資するよう、電子処方箋管理サービスの改修を行う。

また、電子処方箋管理サービスについて医療現場で適切に運用がなされるよう、保険医療機関等やシステムベンダーからの照会等への対応を滞りなく実施するとともに、これらの照会等を通じて診療等の現場実態を把握し、運用マニュアル等の改善を行う。

- ・ 電子処方箋管理サービスを導入した保険医療機関等における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を集計・分析する。

また、利活用促進を図るため、集計・分析結果等を踏まえながら国民、医療従事者及び保険者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行うことで、電子処方箋管理サービスへの国民理解を醸成する。

- ・ 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、薬局における利活用の推進を図り、利用薬局の増加を目指す。
- ・ ＨＰＫＩ（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）の暗号移行対応に関して、国及び関係者と連携し、必要な対応を行う。また、国及び関係者からの要請に応じ、将来的な医療ＤＸ全体の電子署名基盤のあり方に向けた検討を行う。

(4) 電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

- ・ 電子カルテ情報共有サービスが医療現場等で活用されるように、保険医療機関等へのヒアリング等により現場のニーズを把握し、システム改修等、必要な対応を行う。

また、共有することにより医療の質の向上や保険医療機関等の利便性の向上、負担軽減等に繋がる情報について、メリットやコスト等を勘案し、必要な検討を進め、内容が確定したものについてシステム改修を行う。

- ・ 電子カルテ情報共有サービスの安定的な運用がなされるための照会対応やシステム改修に必要な人員・設備等の体制の確保に努める。
- ・ さらに、健診結果報告書について、電子カルテ情報共有サービスを通じた共有を促進するため、国、保険者、健診機関等の関係者と検討を行う。

(5) 自治体、医療機関、介護事業所等での情報連携の推進

ア 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

国保連合会及び国保中央会において、国及び関係者と連携し、提供するサービスがユーザーの利便性向上や負担軽減等につながるよう継続的に検討を進めるとともに、今後予定されている医療・介護間のデータ連携機能などの介護情報基盤^{※1}の機能改修を円滑に実施する。なお、機能改修の実施に当たっては、新たな技術を積極的に導入しつつ、セキュリティ対策を徹底する。

また、D×審査支払機構においては、2026年度にオンライン資格確認等システムから介護情報基盤へマイナ保険証利用登録情報を連携するための仕組みを構築するなど、介護情報基盤を整備するためのシステム改修を行う。

自治体に対しては、国保連合会及び国保中央会において、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から介護情報基盤の利用を開始できるよう、導入準備から運用開始に至るまで段階に応じた情報提供及び技術的支援や照会対応を行い、2028年度を目途に全ての自治体で利用が開始されることを目指し、取組を進める。

加えて、介護事業所等に対しては、介護保険資格確認等WEBサービス^{※2}などの円滑な導入及び安定的な運用が行えるようきめ細かな支援を実施する。なお、介護保険資格確認等WEBサービスは、2027年1月にケアプランデータ連携システム^{※3}の機能統合を予定しているため、ケアプランデータ連携システムを利用する事業所において、介護保険資格確認等WEBサービスへの円滑な移行を図るとともに、その普及や利用がより一層進むよう必要な体制等を構築する。

※1 自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤

※2 介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用するWEBサービス

※3 厚生労働省が定めるケアプランデータ連携標準仕様に準拠したデータを、セキュリティを確保した環境で異なる事業所・異なる介護ソフト間でやり取りできるシステム

イ PMH分野横断共通機能^{※1}の安定的な運用等

PMH分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、2026年度においてはデジタル庁が開発・運用を行っているシステム等をD×審査支払機構に移管するための準備を着実に進める。2027年度からはD×審査支払機構において、各制度の仕組みが円滑に回るよう各制度のシステムとのテスト支援等の連携を行うこと等を含め、PMH分野横断共通機能に係るシステムの管理・運用等の業務を適切に実施する。実施に当たっては、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と

密に連携の上、対応する。

また、2026 年度から、介護情報基盤、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム^{※2}（以下「予予請求システム」という。）等のPMH関連システムの全国的な運用が順次開始されるため、引き続きシステム間の情報連携に必要なPMHキーの発行等を行うとともに、母子保健や自治体検診のデジタル化に係る先行実証等において、オンライン資格確認等システムによるテスト支援を行う。

※1 Public Medical Hub の略称で、介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診等）、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム

分野別横断機能については、外部（自治体や医療機関等）システムとの中継を行い、PMH分野別システムへの振り分けを行う機能（分野別システム：医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診、介護の分野ごとのシステム）

※2 対象者の登録、接種勧奨の通知、予診情報・予防接種記録情報の登録及び閲覧、請求情報の作成、国保連合会における自治体への請求及び医療機関等への予防接種費用の支払いを行うことができるシステム

ウ 医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

2026 年度中に、マイナ資格確認アプリで医療費助成の資格確認を可能とする仕組みを構築するためのシステム改修を行うとともに、医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、デジタル庁が開発・運用を行っているシステム等をDX審査支払機構に移管するための準備を着実に進める。自治体が業務を円滑に実施できるよう、関係者のニーズを把握し、2027 年度からはDX審査支払機構において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を適切に実施する。

エ 予防接種事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国保連合会及び国保中央会において、国及び関係者と連携し、2026 年度に予予請求システムの臨時接種に関する追加機能開発を行うとともに、同システムの安定的な運用に向けて取り組む。

また、全国的な運用の開始を目指し、予防接種事務に係る自治体システムの標準化が完了した自治体が予予請求システムの利用を円滑に開始できるよう、必要な運用体制を構築する。その上で、国との連携により自治体と医療機関の契約手続きを支援するとともに、自治体及び医療機関からの照会等を通じて改善点を把握した上で予予請求システムの運用改善につなげるほか、国が実施する自治体及び医療機関に対する周知広報に協力する。

オ 母子保健事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国保連合会及び国保中央会において、国及び関係者と連携し、自治体による実証事業の取組状況並びに 2026 年度に実施する業務要件定義及びシステム要件定義の内容を踏まえ、2027 年度以降に妊婦健診、乳幼児健診等に関する集合契約・請求支払システム[※]の開発を進め、住民票所在地の自治体が妊産婦の里帰り先の医療機関も含めて妊婦健診等の委託契約を締結できるようにすることで、里帰り出産時における償還払い等の煩雑な手続きなしに必要な支援を受けることが可能な仕組みを構築する。

また、母子保健事務に係る自治体システムの標準化が完了した自治体が集合契約・請求支払システムの利用を円滑に開始できるよう、必要な運用体制を構築する。その上で、国との連携により自治体の各種契約手続を支援するとともに、自治体及び医療機関からの照会等を通じて課題を把握した上で集合契約・請求支払システムの運用改善につなげるほか、国が実施する自治体及び医療機関に対する周知広報に協力する。

さらに、PMH（母子保健）について、請求支払業務及び情報連携業務（電子版母子健康手帳含む）の一体的な運営により、効率的かつ安定的な運用を実現するため、国と方針・時期等の調整を行い、必要な運用体制を整備した上で、デジタル庁から移管を受ける。

※ 自治体と医療機関の間での妊婦健診等に係る契約をまとめて実施する集合契約を行うとともに、請求情報の作成、国保連合会における自治体への請求及び医療機関への妊婦健診等費用の支払い等を行うことができるシステム

カ 自治体検診事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国保連合会及び国保中央会において、国及び関係者と連携し、自治体による実証事業の取組状況を踏まえ、2026 年度から 2027 年度にかけてシステム要件定義を実施し、その後、自治体検診に関する請求支払システム※の開発を進め、紙で実施している自治体と医療機関でのがん検診や骨粗鬆症検診などの自治体検診事務をデジタル化する。

また、自治体検診事務に係る自治体システムの標準化が完了した自治体が請求支払システムの利用を円滑に開始できるよう、必要な運用体制を構築する。その上で、国との連携により自治体の各種契約手続を支援するとともに、自治体及び医療機関からの照会等を通じて課題を把握した上で請求支払システムの運用改善につなげるほか、国が実施する自治体及び医療機関に対する周知広報に協力する。

さらに、PMH（自治体検診）について、請求支払業務及び情報連携業務の一体的な運営により、効率的かつ安定的な運用を実現するため、国と方針・時期等の調整を行い、必要な運用体制を整備した上で、デジタル庁から移管を受ける。

※ 請求情報の作成、国保連合会における自治体への請求及び医療機関への自治体検診の費用の支払い等を行うことができるシステム

キ 電子カルテと感染症発生届との連携

感染症発生届をDX審査支払機構を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、届出手続の簡素化、利便性の向上に繋がる適切な仕組みを検討した上で、医療機関、感染症サーベイランスシステムそれぞれとの接続について、2028 年度以降に実装する。

ク 診断書等を電子的に提出するための仕組みの検討

診断書等を電子的に提出するための仕組みについて、2026 年度から調査事業等を国と一体となって行い、医療機関、国民、行政の負担軽減や運用後の効率性等を見据えて検討を進める。また、これらの検討結果を踏まえ、2030 年度以降の運用開始に向け、診断書等を電子的に提出するための検討を進める。

3 共通算定モジュール※及び地単公費マスターの運用管理等

- ・ 医科・DPCの共通算定モジュールについて、確実に運用管理を行い、利用するレセコンベンダーが安定的に利用できるよう対応する。診療報酬改定や制度改正等への対応について、国と連携して対応内容を迅速に把握し、正確な計算結果を返すことができるよう、システム改修を行う。
- ・ 共通算定モジュールの追加機能である「請求支援機能」について、2026年度にレセプトの作成・請求に関する機能の開発を行い、2027年度にモデル事業により品質検証を行った上で、2028年度の運用開始を目指す。
- ・ 共通算定モジュールと労災版共通算定モジュールとの連携について、国と連携して対応する。
- ・ 国や地方自治体と連携して、地単公費マスターの運用管理を確実に行う。患者が居住する都道府県以外の保険医療機関でも、一時的な負担なく現物給付により受診できる環境の整備を進める観点から、共通算定モジュールの改善に継続して取り組み、保険医療機関の請求事務にかかる負担の軽減につなげる。

※ レセプトコンピュータが共通で利用できる、診療報酬点数と患者負担金の計算を行うためのプログラム

4 医療等情報の二次利用の推進

(1) 公的DB等の情報連携基盤※の運用等

厚生労働大臣等が保有する医療・介護等関係のデータベース（以下「公的DB」という。）及び次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「公的DB等」という。）を一元的かつ安全に利用・解析することができる情報連携基盤の2028年度の運用開始に向けて、具体的な運用方法やそれに向けた課題、役割分担等を国と協議・整理する。その上で、国が行うシステム開発等に対する支援を行うための必要な運用体制等を整備する。

2028年度以降、情報連携基盤の運用業務を行うほか、情報連携基盤の利用を前提とした公的DB等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務を円滑に行うことで、行政機関、研究者や企業等（以下「利用者」という。）の負担を軽減することにより、公的DB等のデータの二次利用の促進を図る。

※ 公的DB等に関し、利用者がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境

(2) NDB※関連業務における対応

DX審査支払機構において委託を受けているNDB関連業務について、引き続き利用者のニーズに応じたデータ提供等の支援を行うとともに「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）の関係規定に基づき、他の公的DB等の仮名化情報との連結解析等が可能となるよう、NDBの仮名化情報の作成に係る開発・改修を行う。

2028年度以降は情報連携基盤によりNDBの利用申請受付・データ提供等が実施されることから、それに向けて情報連携基盤への連携に必要な取組を行うとともに、国と連携してNDB運用側の業務を整理する。

※ National Database of Health Insurance Claims の略、レセプト情報、特定健診・保健指導情報、死亡情報を匿名化し格納しているデータベース

(3) 電子カルテ情報データベースの運用

電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、電子カルテ情報共有サービスから電子カルテ情報データベースへのデータ連携に必要な取組を行う。

電子カルテ情報データベースのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行うとともに、情報連携基盤を通じたデータ提供を実施する。

(4) 履歴照会・回答システム※の運用

オンライン資格確認等システムを基盤として、被保険者番号の履歴情報を活用し、公的DB等の間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組み（履歴照会・回答システム）について、安定的な運用を行うとともに、回答率の向上に向けた取組を行い、公的DB等の間での連結精度向上を図る。

※ オンライン資格確認等システムの基盤を活用し、個人単位化された被保険者番号等の履歴情報を利用して医療情報の連結に必要な情報を提供する仕組みであり、2022年3月から運用開始。現在は、NDB、介護DB（介護保険総合データベース）、DPCDB、難病DB（指定難病患者データベース）、小慢DB（小児慢性特定疾患児童等データベース）、及び次世代DB（次世代医療基盤法に基づき構築されたデータベース）が対象

(5) レセプトデータ等の統計情報の第三者提供

行政機関、研究者や企業等の調査・研究を支援するため、DX審査支払機構が保有するレセプトデータ等の統計情報の提供を行う。民間事業者への利用拡大のためニーズの把握に取り組むとともに、提供に当たっては、DX審査支払機構が有するレセプトデータ等に関する知見を活かし、利用者の目的に寄り添ったきめ細かな相談・支援を行う。

5 医療等情報の活用による保険者支援

(1) 健康スコアリングレポート※の作成

健康スコアリングレポートの迅速な配信及び保険者の課題把握に資するレポート作成に向けて、2026年度に健康状況や医療費、経年推移等のデータ可視化・利活用支援等を行い、2029年度の第5期特定健診改正内容を踏まえた集計定義やレイアウト等の見直しを進め、有用なレポートの安定的な作成・配信を確実に実施及び周知・広報活動することにより、保険者における医療費の適正化への貢献及び効果的な保健事業の推進を図る。

※ レセプト情報や特定健診結果等を収集・分析し、保険者・事業主単位の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全国平均や業態平均と比較したデータをレポート形式で見える化するもの

(2) データヘルス・ポータルサイト※¹の運用

厚生労働省、健康保険組合連合会、東京大学等の関係機関と連携し、データヘルス・ポータルサイトの安定的な管理・運用体制を整備した上で、健保組合によるデータヘルス計画の適切なPDCAの実践を支援する。具体的には、2026年度から2027年度にかけて、第3期データヘルス計画の中間評価等に係るページ開発※²や手引きの提供及び第4期に向けたサイト開発の調査研究・要件定義等を行う。

これらを踏まえ、2028年度から同サイトの開発や「データヘルス計画作成の手引

き（第４期改訂版）」の作成を着実に実施することで、保険者におけるデータヘルスの取組の更なる推進を図る。

※１ 保険者におけるデータヘルスの取組のＰＤＣＡを支援するとともに、データヘルス計画の推進に役立つ様々な情報の一元化を図り、データヘルスの推進に関わる全ての関係者にわかりやすく情報提供することを目的として構築されたもの

※２ 既存画面を踏襲しつつ、中間評価等を実施する保険者が健康課題と保健事業を確実に紐付けられるよう改善するもの

(3) 地域における医療費適正化等への貢献

地域の保険者による医療費適正化及び都道府県の医療行政に貢献するため、現在は本部を中心に対応している医療ＤＸの取組について、地方組織に情報共有するとともに、本部と地方組織が連携し、まずは都道府県の保険者協議会のニーズや課題を把握した上で、ＤＸ審査支払機構が有するデータ分析・活用の知見やノウハウを活用して、データ提供やデータ利活用支援及びＮＤＢ申請支援等、保険者協議会に対し具体的な支援を行う。

(4) 保険者支援のさらなる充実に向けた検討

上記に加え、保険者機能の向上、患者に対する質の高い医療の提供、医療費適正化や国民の健康づくりなどに貢献するために、ＤＸ審査支払機構が審査支払業務で培ったデータ分析・活用に関する知見やノウハウを活かしつつ、保険者によるＡＩの活用も踏まえ、医療情報の分析や利活用を推進するとともに、保険者におけるデータヘルス計画の分析・作成等についての保険者支援のさらなる充実について保険者や国等と検討を行い、2030年度からの第４期データヘルス計画の策定までに必要な機能の実現を目指す。

第３ 業務運営の効率化に関する事項

１ 効率的・効果的な組織運営の推進

(1) 適切な業務執行体制の構築

医療ＤＸサービスを保険医療機関・保険者等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事や国保関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

(2) システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療ＤＸ関連システムは、各システムや提供されるサービスが相互に関連しており、各システムの開発や運用の整合性を確保するためにはシステム間の影響を踏まえた連携を図る必要があることから、適切な業務運営体制を整備し、各システムの担当部署間で情報共有、課題検討、調整等の連携強化に取り組むことにより、システム全体を俯瞰した効率的な開発や安定的な運用を行う。

２ システム関連経費及び調達効率化・合理化

医療ＤＸサービスに係る情報システムの整備及び運用に関して、①クラウド利用の最適化、②業務効率化による運用保守費の抑制、③計画的なソフトウェア更新サイクル管理によるコスト最適化等による経費及び調達の効率化・合理化に取り組み、保険者をはじめとする費用負担者の負担軽減を図る。

3 AI等の先端技術の利活用による業務の高度化及び効率化・合理化

保険医療機関等向けのオンライン資格確認等コールセンターや文書管理、システム開発・運用をはじめ、各業務におけるAI等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、医療DXサービス全体の業務の高度化を図りつつ、その効率化・合理化に取り組む。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の育成及び確保

業務を担う人材の育成及び確保による組織基盤の強化を重要な課題ととらえ、医療DXの中心的な開発・運用主体として必要な役割を果たすことができるよう、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上に向け、人材の育成及び確保に計画的に取り組む。

具体的には、キャリアパス制度におけるデータヘルス研修において、データ分析、ITやAI等の先端技術、政策立案等の様々なノウハウや幅広い視野を身に付けられるプログラムを複数用意するなど、人材育成体制を強化・拡充し、データヘルスエキスパートをはじめとする内部人材の育成を図る。

また、社会人採用においても、医療DXに関連するシステム開発・運用経験やITスキルを有する専門的な人材の採用を進めるとともに、採用者の実績や経歴等を勘案した柔軟な報酬とするなど適切な処遇を図る。

2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護

(1) 情報セキュリティ対策の徹底

医療DXサービスにおいて取り扱う情報には、特定個人情報や要配慮個人情報等も含まれていることから、その重要性を認識し、以下の情報セキュリティ対策を徹底するとともに、高性能AIなど最新の技術動向にも対応したサイバーセキュリティ対策の強化を進める。

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群」に準拠して定めたDX審査支払機構の情報セキュリティポリシーに基づき、システムの開発・運用等におけるセキュリティ対策に万全を期する。
- ・ 業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、機構法第27条の規定に基づき厚生労働大臣に報告を行う。
- ・ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）（経済安全保障推進法）が改正されたことに伴い、今後、DX審査支払機構は特定社会基盤事業者指定され、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システム（以下「電子カルテ情報共有サービス等」という。）に係る設備が特定重要設備とされる予定であることから、その施行に向け、厚生労働省と連携しながら特定社会基盤事業者として必要となる手続等の具体的な内容、進め方等について検討を行う。施行後は、特定重要設備の導入や維持管理等の委託を行う場合に、事前に国の審査を受けることにより、電子カルテ情報共有サービス等による安定的なサービスの提供を確保する。

(2) IT-BCPに基づく訓練の実施等

情報セキュリティインシデント等の緊急事態により、システムの停止に伴う業務中断が発生した場合に備え、情報セキュリティポリシーに基づき作成した「緊急時対応計画」等に従い、被害拡大の防止、業務の継続及び復旧に向けた訓練を毎年度実施し、「緊急時対応計画」の充実・強化を図る。

(3) 組織的な安全管理対策の推進

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の関係法令及び国のガイドライン並びに内部規程を遵守した組織的な安全管理対策を推進するため、情報セキュリティに係る意識・知識向上を目的としたセキュリティ研修を計画的に実施する。

また、情報システムに関わるリスクを適切にコントロールし、業務を効果的かつ効率的に遂行するため、計画的にシステム監査を行う。

3 国民に向けた情報公開及び情報発信の充実

(1) 国民への情報公開や情報発信

医療DXサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、医療DXの進捗状況や定量的な効果に関して、HP等を通じ、国民に向けて分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

(2) 保険医療機関・保険者等との情報共有

医療DXサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、保険者団体の研修会などの様々な機会を捉え、積極的な情報共有に努める。

また、医療機関等向け総合ポータルサイト、施術所等向け総合ポータルサイト及び医療機関等ONS、デジタルPMO等について、UX向上に資する改善を図るとともに、保険医療機関・保険者等のニーズを把握した上で情報共有の充実を図る。

第5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

本計画に掲げる事項の実施に当たっては、医療DXの推進に関する国の方針、制度改正その他の政策動向、保険医療機関・保険者等の状況等を踏まえ、関係機関と連携しつつ、必要なシステム整備、システム改修、運用支援、補助金交付、政策効果の分析支援、その他必要な取組を実施する。